市民意見募集(パブリックコメント)結果

「第5期和歌山市障害者計画、第6期和歌山市障害福祉計画及び第2期和歌山市障害児福祉計画(素案)」に対するご意見を募集した結果、11件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

芦生安丛	第5期和歌山市障害者計画、第6期和歌山市障害福祉計画及び第2期和歌山市障害	
募集案件	児福祉計画(素案)に対するパブリックコメント	
受付期間	受付期間	
ご意見の件数	4名・11件	

■ご意見の概要と市の考え方

No	ご意見の概要	市の考え方
1	計画策定にあたっての基本理念には抽象的過ぎて和歌山市独自性が見えません。和歌山市の障害児者の福祉施策の強みや弱みなど現況を含めた内容で具体的に基本理念に掲げてほしいと思います。例えば、障害のある方の高齢化の問題の老障介護の実態や8050問題のひきこもりの実態など自立支援協議会で議論されています。具体的過ぎて表記しづらいかもしれませんが、当該者にとっては福祉計画に謳われることで"生きる安心に"つながるかと思いますがいかがですか。	和歌山市では、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害者施策に取り組んでいます。すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らせる和歌暮らせるもに生き・ともに生きもかやまし」を基本理念としています。老障介護の問題等に対応するため、基本目標2「地域での生活を送るための支援体制づくビス提供基盤の確保に関する事業の推進を図ります。また、8050問題のひきこもり問題等に対いて、提供基盤の確保に関する事業の推進を図ります。
2	計画の基本的な考え4つ、基本目標4つを掲げていますが、自助や共助が強調され公助である和歌山市の責任があまり感じられません。ソフトな施策は見えますがハードな施策が全く見られません。この計画で新たな希望が持てる予算を計上するには困難ではないでしょうか。	各種サービスや支援体制を整備していくことと 同時に、障害のある人もない人も互いに個性を尊 重しあい、支え合いによる自立生活を実現してい くためには、障害のある方自身の自己決定の尊重 や、障害のある方に対する周りの理解を深めてい くことが必要であると考えています。

	티샤바차비호조라샤 리프스민호! 스탠스스	和歌山士陸宇老弘南では、甘土口標の「地域での
3	具体的な提案ですが、計画の見直しの動向の項目の①-キ、②-ウに障害者の文化活動の推進や社会参加の促進を掲げてくれたことは評価されます。しかし、もう一歩踏み込んで生涯学習の領域で社会教育の一環で計画に盛り込んでほしいのですがいかがですか。	和歌山市障害者計画では、基本目標2「地域での生活を送るための支援体制づくり」(4)「スポーツ・文化活動等による社会参加の促進」において、文化・芸術活動の機会の充実及び環境整備の推進、スポーツ・レクリエーションの情報提供の充実といった事業の推進を図ります。また、基本目標2「地域での生活を送るための支援体制づくり」(1)「相談・情報・コミュニケーションの充実」、(2)「生活支援の充実」において、障害のある人のそれぞれの課題に対して、ともに考え、自ら解決する力を導き、地域生活でのさまざまな課題に対応した支援を実施していくため、相談支援体制や生活支援の充実や周知といった事業の推進を図ります。
4	暗所視支援眼鏡(MW10)を和歌山市において、日常生活用具として認めて下さい。	日常生活用具の認定については、用具の価格、性能、効果等を検討するとともに、和歌山市と同規模の自治体である他の中核市の給付状況も考慮して、判断することになります。 暗所視支援眼鏡についても、以上のような様々な事情を考慮して、今後、日常生活用具として認めるか検討したいと考えています。
5	第4章の3社会参加・自立に向けた支援体制づくりの(1)教育・育成の充実の方向性の内容で、「教育や就労等、乳幼児期から」という記載を「乳幼児期から、療育、教育や就労等、切れ目のない支援体制の」と書くべきである。現在、特別支援教育の範疇は幼児期まで及んでいる。その意味で「教育」から始めているのなら良いのですが、読み手はそこまで、読むことはできません。	和歌山市では、社会参加・自立に向けた支援体制づくりのため、乳幼児期からの切れ目のない支援体制の充実が必要だと考えています。ご指摘にありましたように意味が伝わりにくいというご指摘をいただきましたので、「療育、教育や就労等、乳幼児期からの切れ目のない支援体制」という書き方に改めます。
6	第4章3(1)①障害のある子どもへの切れ目のない療育体制の充実のための事業「障害のある子どもにかかわる各種サービスの充実」の事業内容の欄に「自立支援協議会等を通じて連携に努め、質の向上を図ります。」という記載があるが、「質の向上を図る」ために、市としては主体的に何をするのか明確ではない。「指導するのか」「支援する」のか、他の記述にも再々登場する表現だが、市としての主体性がうかがえないため、「連携に努め、質の向上を支援します。」に改めてはどうか?	各種サービスを担って頂いている事業所事業をより一層充実させていきたいと考えています。 市としては「自立支援協議会等を通じて連携に努め、質の向上を支援します。」という書き方に改めます。

第4章3(1)①障害のある子どもへの切れ目のない療育体制の充実のための事業「障害のある子どもの保育の充実」の事業内容の欄の『「集団保育が可能な」障害のある子ども」→『削除』もしくは「集団での行動が苦手な子ども」あるいは、「集団での活動において課題がある子ども」とすべき。
保育と療育の切り分けを、「集団保育が可能」で考えていることに違和感を覚える。療育に通う子も、集団保育が可能である。「集

集団保育が可能な障害のある子どもとは、合理的な配慮を行うことで集団の中の一人として安全に保育を実施できる子どものことを指しています。

しかし、ご指摘の通り伝わりにくい表現でしたので、「支援が必要な子どもが安心して施設を利用できるよう」という書き方に改めます。

で考えていることに違和感を覚える。 療育に通う子も、集団保育が可能である。「集 団保育が可能」という表現は、削除すべき。 「集団での行動が苦手な子ども」「集団での 活動において課題がある子ども」はいるが、 「集団保育が不可能な障害のある子」はいない。

第4章3(1)①障害のある子どもへの切れ 目のない療育体制の充実のための事業「障害 のある子どもへの療育の充実」の事業内容の 欄に「集団での活動において課題がある子ど も」に対する支援体制について、関係機関 と・・・ という記載があるが、具体的な、 関係機関が特定しにくい、曖昧な表現であ る。

ただし、「集団での活動において課題がある子ども」の表現には、『「集団保育が不可能な」 障害のある子ども」より共感をもちます。 集団での子どもの活動は、公立、私立幼稚園及び公立、私立保育所、認定こども園等、様々な場所で行われており、子どもに対する支援体制を整えるためには関係各課(教育委員会や健康局、福祉局等)による調整や連携が必要となるため、「関係機関と連携を図りながら、整備を図ります。」との表現となりました。

93ページの①必要な量の見込みの表 児童発達支援 令和3年が2年度実績に比べ て、月の延べで500人増えていることは、25 人規模のセンターで20日の通所の計算だと 思います。

25 人規模での児童発達支援センターですと、 国基準の指導員 7 人でも、給与を市役所職員 並にすると赤字になります。現実に「集団で の活動において課題のある子ども」の療育体 制では指導員 8 から 9 人体制が必要です。 実績数は、こうした実態の中で事業者が身を 削いで行っている数値でもあることをご理 解いただきたい。 保健センターの乳幼児健診等で集団での活動において課題のある子どもの早期発見が進み、療育が必要と思われる子どもに対する福祉サービス(児童発達支援)の利用実績は増加しています。子ども一人ひとりが早期に適切な療育を受けていくことが、その子どもの成長の可能性を広げていくことに繋がると考えます。

3

9

8

7

最後に「計画」としてはわかりますが、事業 基本計画である「障害者計画」で指針や方向性を 名や事業内容だけでは具体に何をすること 示し、実施計画である「障害福祉計画及び障害児 福祉計画」で障害福祉サービス等の数値目標等を になるのか、抽象的過ぎます。和歌山市の計 画なのか、東京都の計画なのか違いがなく一 設定しています。 般論過ぎるのです。具体の「事業」を想像で 関係各課の様々な事業は、この計画に基づいて推 10 きない、よく分からない事業内容です。 進されています。今後も、和歌山市らしい事業が 今後は、この事業名や事業内容に符合する、 推進していけるよう努めてまいりたいと思いま 和歌山市らしい予算のついた「事業」の早急 す。 な提案を期待します。 現在、和歌山市から委託を受けて相談支援事 「和歌山市自立支援協議会」は、19名、「和歌 業を行っております。地域の相談活動から出 山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計 てくる課題は、和歌山市自立支援協議会、専 画策定委員会」は、18名の委員で組織され、各 門部会で協議し、課題解決の方向性やそのた 委員は条例に基づき関係機関等から推薦いただ いた方や市民公募で決定した方に委嘱していま めの年度計画等を決めています。この計画 と、第6期和歌山市障害福祉計画及び第2期 す。 障害児福祉計画に少し乖離が起きています。 このうち、6名の方が「自立支援協議会」と「計 11 原因は、障害福祉計画の策定委員に現場レベ 画策定委員会 | の両会の委員をしています。今後 ルの委託相談支援事業所の相談員が入って も各会連携を図り、両会の方向性をくみとり、計 いないからだと思います。今後より良い和歌 画との連携を図ってまいります。 山市の障害福祉を目指していくために、ぜひ 現場レベルの相談支援員を策定委員の中に 加えてください。